

別記様式(第13条関係)

図 書 利 用 カ ー ド 申 込 書

かすみがうら市立図書館・千代田分館 申込日 年 月 日

1 新規 2 再発行 3 変更 4 更新

フリガナ		性別	
氏 名		男・女	年 月 日生
住 所	〒 _____ かすみがうら市 電話 () 自 宅・呼 出		
勤 務 先 名 又は 学 校 名	電話 ()	保護者名	
利用者区分	幼 稚 園 ・ 小 学 ・ 中 学 ・ 高 校 ・ 大 学 ・ 一 般		
利用者番号		利用者区分	住 所 コ ー ド
身分証明確認		備 考	整理番号

太線で囲まれた部分に御記入ください。該当する項目に をつけてください。

申請にあたっては、郵送での受付はできませんので直接来館ください。対象者につきましては、かすみがうら市立図書館規則第13条を参照ください。

かすみがうら市立図書館規則

(貸出しの対象者)

- 第13条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住又は通勤若しくは通学している個人、その事務所の所在又は活動の場が市内である団体であって、館長に図書利用カード申込書(別記様式)を提出し、登録を行った者とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 2 館長は登録に当たって、前項に該当することを証明する書類の提示又は提出を求めることができる。
 - 3 館長は、第1項の登録を行った者に対して図書利用カードを交付するものとする。
 - 4 図書利用カードの交付を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けることができる。
 - 5 第3項の図書利用カードの交付を受けた者は、図書利用カードを紛失し、又は図書利用カード申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出て、図書利用カードの再交付を受け、又は登録内容を更新しなければならない。